

四半期報告書

(第27期第1四半期)

自 平成20年11月1日

至 平成21年1月31日

株式会社システムプロ

横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 経営上の重要な契約等	4
3 財政状態及び経営成績の分析	4

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	7
(3) ライツプランの内容	12
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	12
(5) 大株主の状況	12
(6) 議決権の状況	13

2 株価の推移

3 役員の状況

第5 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	15
(2) 四半期連結損益計算書	17
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	18

2 その他

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年3月13日
【四半期会計期間】	第27期第1四半期（自平成20年11月1日至平成21年1月31日）
【会社名】	株式会社システムプロ
【英訳名】	SystemPro Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 逸見 愛親
【本店の所在の場所】	横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
【電話番号】	045（640）1401（代）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 国分 靖哲
【最寄りの連絡場所】	横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
【電話番号】	045（640）1401（代）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 国分 靖哲
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第27期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第26期
会計期間	自平成20年 11月1日 至平成21年 1月31日	自平成19年 11月1日 至平成20年 10月31日
売上高(千円)	2,212,532	9,603,983
経常利益(千円)	308,735	2,153,554
四半期(当期)純利益(千円)	119,796	1,275,569
純資産額(千円)	5,409,624	5,229,484
総資産額(千円)	8,156,145	8,384,914
1株当たり純資産額(円)	24,023.19	23,225.67
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	536.28	5,661.90
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	—	—
自己資本比率(%)	65.8	61.9
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	52,305	1,209,145
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	△40,259	△971,465
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	△194,590	△1,085,013
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	1,062,479	1,249,534
従業員数(人)	915	932

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動は「3 関係会社の状況」に記載のとおりであります。

3【関係会社の状況】

前連結会計年度まで連結子会社であった株式会社トラステッド・ポイントは、平成20年7月31日の臨時株主総会決議をもって解散しており、清算の途中で重要性がなくなったため、当第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除外いたしました。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年1月31日現在

従業員数（人）	915	(4)
---------	-----	-----

(注) 従業員数は、就業人員数であり、臨時雇用者数は、()内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年1月31日現在

従業員数（人）	657	(1)
---------	-----	-----

(注) 従業員数は、就業人員数であり、臨時雇用者数は、()内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間の事業区分別の生産実績は次のとおりであります。

事業区分	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年11月1日 至 平成21年1月31日)
	金額(千円)
移動体高速データ通信システム事業	1,062,720
情報システムサービス事業	497,096
合計	1,559,817

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 上記金額は製造原価で記載しております。

(2) 受注状況

当第1四半期連結会計期間の事業区分別の受注状況は次のとおりであります。

事業区分	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年11月1日 至 平成21年1月31日)	
	受注高(千円)	受注残高(千円)
移動体高速データ通信システム事業	1,213,169	1,387,479
情報システムサービス事業	677,074	737,686
合計	1,890,243	2,125,165

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の事業区分別の販売実績は次のとおりであります。

事業区分	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年11月1日 至 平成21年1月31日)
	金額(千円)
移動体高速データ通信システム事業	1,482,342
情報システムサービス事業	730,190
合計	2,212,532

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 当第1四半期連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年11月1日 至 平成21年1月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)
シャープビジネスコンピュータ ソフトウェア株式会社	476,337	21.5
ソフトバンクモバイル株式会社	276,046	12.5

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間（平成20年11月1日～平成21年1月31日）におきまして、当社グループ（当社および当社の関係会社）は、得意とする分野を選択し、そこに経営資源を集中して投下することで付加価値および利益の最大化を図りました。このような方針のもと、移動体高速データ通信システム事業、情報システムサービス事業ともに増収となり、売上高は前年同期比15.9%増となりました。

損益面に関しましては、移動体高速データ通信システム事業においては携帯電話端末開発において更なる生産性の向上を推進しました。情報システムサービス事業においては、エンドユーザーからの収益率の高い業務の受注を推進したほか、プロジェクト管理を徹底することで経費の増加を圧縮しました。また、不採算事業からの撤退に伴うコスト削減効果も大きく寄与したことから、営業利益は前年同期比42.9%増となりました。

経常利益につきましては、持分法適用関連会社のカテナ株式会社において保有株式の評価損を計上した影響を受けたことから、前年同期比14.4%減となりました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は2,212百万円（前年同期比15.9%増）、営業利益は462百万円（前年同期比42.9%増）、経常利益は308百万円（前年同期比14.4%減）、四半期純利益は119百万円（前年同期比46.6%減）となりました。

事業部門別営業の概況

(移動体高速データ通信システム事業)

移動体高速データ通信システム事業を取り巻く環境は厳しく、米国のサブプライムローン問題に端を発する世界的な不況の影響を受ける中、移動体通信キャリアに対する総務省の指導により、携帯電話端末の販売奨励金制度が見直され、割賦販売や期間契約による割引サービスを拡大させたことで買い替えサイクルが長くなっていること、次世代通信方式のスタートに向けての過渡期であることなどから、携帯電話端末の販売数が著しく減退しており、各移動体通信キャリアやメーカーは新しく開発する携帯電話の機種数を削減するなどの対応を進めています。しかし、その反面、移動体通信キャリアは次世代通信方式への移行に向けて基地局等のインフラ整備は継続して進めています。

このように携帯電話端末の開発が減少する中、当社グループは高機能携帯電話やコンセプトモデルの開発に伴う設計・開発業務や品質検証業務において、設計の構造化と汎用化、開発工程、検証工程の共通化を推進したことで、他社と比較して非常に高いコストパフォーマンスを実現し、当社グループのシェアを伸ばしたことから、売上高を伸張させることができました。

これらの結果、当事業の売上高は1,482百万円（前年同期比11.9%増）となりました。

(情報システムサービス事業)

情報システムサービス事業（大規模データベース連動型Webサイト開発支援事業）を取り巻く環境につきましても、米国のサブプライム問題によって銀行や証券会社などの金融業界に発生した損失の顕在化をきっかけに日本経済も急激に悪化し、設備投資が大きく減退するなどの影響が出ています。

このような中、受注の確保および利益率維持のため、営業活動を強化し、収益率の高いエンドユーザーからの一括請負業務の比率を増やしたこと、プロジェクト管理の徹底によりスケジュール遅延などを防いだことから売上高は大きく伸長しました。

これらの結果、当事業の売上高は730百万円（前年同期比25.5%増）となりました。

なお、前年同期は参考として記載しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ187百万円減少し、1,062百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、得られた資金は52百万円となりました。この主な増加要因としましては、税金等調整前当期純利益312百万円、売上債権の減少額234百万円、持分法による投資損失146百万円によるものであり、主な減少要因としましては、賞与引当金の減少額221百万円、法人税等の支払額410百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、使用した資金は40百万円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出23百万円、投資有価証券の取得による支出68百万円、投資有価証券の売却による収入50百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、使用した資金は194百万円となりました。これは主に配当金の支払額194百万円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	924,000
計	924,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年1月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年3月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	231,000	231,000	東京証券取引所 (市場第一部)	—
計	231,000	231,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権は次のとおりであります。

①平成16年1月27日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年1月31日)
新株予約権の数(個)	99
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,188
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 165,000
新株予約権の行使期間	平成18年1月28日から 平成23年1月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 165,000 資本組入額 82,500
新株予約権の行使の条件	平成16年1月27日開催の定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社または当社子会社の対象取締役または従業員との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 当社普通株式の分割または併合が行われた場合には、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

2. 新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株の発行（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、新株予約権発行後、当社普通株式の分割または併合が行われる場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権の発行にかかる取締役会において割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該新株予約権の権利行使時において当社または当社子会社の取締役または従業員の地位にあること、当該行使にかかる新株予約権発行の日以降、破産宣告を受けていないこと並びに当社及び当社子会社の就業規則に基づく減給以上の懲戒処分を受けていないことを要し、新株予約権者が死亡した場合は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に従い相続人が新株予約権者の死亡の日より3年以内（但し、権利行使期間の末日を超えない。）に限り権利を行使することができる。なお、権利の譲渡、質入れは認めない。また、その他の条件については、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるものとする。
4. 当社は、平成16年6月21日付をもって、普通株式1株を4株に分割、平成17年2月21日付をもって、普通株式1株を3株に分割しております。これにより新株予約権の目的となる株式の数、発行価格及び資本組入額が調整されております。
5. 当社取締役1名、従業員15名及び子会社従業員3名の退職により、新株予約権の数61個と新株予約権の目的となる株式の数732株は、失権しており、それぞれ上記から控除しております。

②平成16年1月27日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年1月31日)
新株予約権の数(個)	48
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	144
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 165,439
新株予約権の行使期間	平成18年1月28日から 平成23年1月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 165,439 資本組入額 82,720
新株予約権の行使の条件	平成16年1月27日開催の定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社または当社子会社の対象取締役または従業員との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 当社普通株式の分割または併合が行われた場合には、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

2. 新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株の発行（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、新株予約権発行後、当社普通株式の分割または併合が行われる場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権の発行にかかる取締役会において割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該新株予約権の権利行使時において当社または当社子会社の取締役または従業員の地位にあること、当該行使にかかる新株予約権発行の日以降、破産宣告を受けていないこと並びに当社及び当社子会社の就業規則に基づく減給以上の懲戒処分を受けていないことを要し、新株予約権者が死亡した場合は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に従い相続人が新株予約権者の死亡の日より3年以内（但し、権利行使期間の末日を超えない。）に限り権利を行使することができる。なお、権利の譲渡、質入れは認めない。また、その他の条件については、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるものとする。
4. 当社は、平成17年2月21日付をもって、普通株式1株を3株に分割しております。これにより新株予約権の目的となる株式の数、発行価格及び資本組入額が調整されております。
5. 当社従業員13名の退職により、新株予約権の数42個と新株予約権の目的となる株式の数126株は、失権しており、それぞれ上記から控除しております。

③平成18年1月25日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年1月31日)
新株予約権の数(個)	4,163
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,163
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 110,000
新株予約権の行使期間	平成20年2月1日から 平成25年1月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 110,000 資本組入額 55,000
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 本新株予約権発行の承認を決議した株主総会の終了後において、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、それぞれ効力発生の時をもって、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は取締役会の決議をもって必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して払込みをすべき新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、上記に定める新株予約権1個当たりの株式の数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、計算の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。但し、当該金額が新株予約権発行日の東京証券取引所における当社普通株式普通取引の終値（取引が成立しない場合は、その日に先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、それぞれ効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合その他必要と認める場合には、当社は取締役会の決議をもって必要と認める行使価額の調整を行う。

3. (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。但し、当社または当社子会社の取締役が任期満了により退任した場合、従業員が定年退職した場合、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は権利行使時において、当該行使にかかる新株予約権発行の日以降、破産手続開始の決定を受け復権せざる者でないこと並びに当社または当社子会社の就業規則に基づく減給以上の懲戒処分を受けていないことを要する。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合は、下記(5)により締結される契約に従い相続人が新株予約権者の死亡の日より3年以内（但し、権利行使期間の末日を超えない。）に限り権利を行使することができる。
- (4) 新株予約権の消却事由が生じた場合には権利行使を認めない。
- (5) その他の条件については、本定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当に関する契約に定めるところによる。
4. 当社従業員85名及び子会社従業員2名の退職により、新株予約権の数1,337個と新株予約権の目的となる株式の数1,337株は、失権しております。

④平成18年1月25日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年1月31日)
新株予約権の数(個)	435
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	435
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 86,300
新株予約権の行使期間	平成20年2月1日から 平成25年1月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 86,300 資本組入額 43,150
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 本新株予約権発行の承認を決議した株主総会の終了後において、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、それぞれ効力発生の時をもって、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は取締役会の決議をもって必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して払込みをすべき新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、上記に定める新株予約権1個当たりの株式の数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、計算の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。但し、当該金額が新株予約権発行日の東京証券取引所における当社普通株式普通取引の終値(取引が成立しない場合は、その日に先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、それぞれ効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合その他必要と認める場合には、当社は取締役会の決議をもって必要と認める行使価額の調整を行う。

3. (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。但し、当社または当社子会社の取締役が任期満了により退任した場合、従業員が定年退職した場合、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は権利行使時において、当該行使にかかる新株予約権発行の日以降、破産手続開始の決定を受け復権せざる者でないこと並びに当社または当社子会社の就業規則に基づく減給以上の懲戒処分を受けていないことを要する。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合は、下記(5)により締結される契約に従い相続人が新株予約権者の死亡の日より3年以内（但し、権利行使期間の末日を超えない。）に限り権利を行使することができる。
- (4) 新株予約権の消却事由が生じた場合には権利行使を認めない。
- (5) その他の条件については、本定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当に関する契約に定めるところによる。
4. 当社従業員6名退職により、新株予約権の数65個と新株予約権の目的となる株式の数65株は、失権しております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成20年11月1日～平成21年1月31日	—	231,000	—	1,513,750	—	1,428,314

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、以下のとおり大株主の異動がありました。

①新たに大株主となったもの

平成20年10月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	※	※

※ 所有株式数上位10名から外れているため、記載を省略しております。

平成21年1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	3,157	1.36

②大株主でなくなったもの

平成20年10月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
三浦賢治	横浜市中区	2,765	1.19

平成21年1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
三浦賢治	横浜市中区	※	※

※ 所有株式数上位10名から外れているため、記載を省略しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,484	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 3,141	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 221,375	221,375	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	231,000	—	—
総株主の議決権	—	221,375	—

② 【自己株式等】

平成21年1月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社システムプロ	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号	6,484	—	6,484	2.80
(相互保有株式) カテナ株式会社	東京都江東区潮見2丁目10番24号	3,141	—	3,141	1.35
計	—	9,625	—	9,625	4.16

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年11月	12月	平成21年1月
最高(円)	43,000	53,000	49,600
最低(円)	37,650	35,050	41,050

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年11月1日から平成21年1月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年1月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,062,479	1,249,534
受取手形及び売掛金	1,828,440	2,063,604
仕掛品	190,814	64,245
繰延税金資産	93,668	204,402
その他	102,998	139,216
貸倒引当金	△25,177	△28,552
流動資産合計	3,253,223	3,692,451
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	90,949	95,564
車両運搬具（純額）	20,370	10,477
工具、器具及び備品（純額）	106,209	105,828
土地	20,760	20,760
有形固定資産合計	※ 238,289	※ 232,630
無形固定資産		
ソフトウェア	13,868	13,509
のれん	5,601	6,038
その他	557	557
無形固定資産合計	20,027	20,106
投資その他の資産		
投資有価証券	4,262,025	4,149,856
繰延税金資産	102,609	10,619
その他	279,969	279,251
投資その他の資産合計	4,644,605	4,439,726
固定資産合計	4,902,922	4,692,463
資産合計	8,156,145	8,384,914

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年1月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年10月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	123,141	174,213
短期借入金	200,000	200,000
1年内返済予定の長期借入金	400,000	400,000
未払金及び未払費用	623,615	431,589
未払法人税等	82,745	417,463
賞与引当金	164,159	385,578
その他	152,858	146,584
流動負債合計	1,746,520	2,155,430
固定負債		
長期借入金	1,000,000	1,000,000
固定負債合計	1,000,000	1,000,000
負債合計	2,746,520	3,155,430
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,513,750	1,513,750
資本剰余金	1,428,314	1,428,314
利益剰余金	3,003,313	3,051,295
自己株式	△572,876	△569,304
株主資本合計	5,372,500	5,424,055
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△6,584	△235,581
評価・換算差額等合計	△6,584	△235,581
少数株主持分	43,708	41,010
純資産合計	5,409,624	5,229,484
負債純資産合計	8,156,145	8,384,914

(2) 【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年11月1日 至 平成21年1月31日)
売上高	2,212,532
売上原価	1,433,249
売上総利益	779,283
販売費及び一般管理費	※ 316,758
営業利益	462,524
営業外収益	
受取利息	19
受取手数料	138
助成金収入	330
その他	56
営業外収益合計	544
営業外費用	
支払利息	7,681
持分法による投資損失	146,025
その他	625
営業外費用合計	154,333
経常利益	308,735
特別利益	
貸倒引当金戻入額	3,375
特別利益合計	3,375
税金等調整前四半期純利益	312,111
法人税、住民税及び事業税	68,261
法人税等調整額	121,354
法人税等合計	189,615
少数株主利益	2,698
四半期純利益	119,796

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年11月1日 至 平成21年1月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	312,111
減価償却費	22,298
のれん償却額	437
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△3,375
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△221,418
受取利息及び受取配当金	△19
支払利息	7,681
支払手数料	625
持分法による投資損益 (△は益)	146,025
売上債権の増減額 (△は増加)	234,828
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△126,568
仕入債務の増減額 (△は減少)	△51,071
未払金及び未払費用の増減額 (△は減少)	104,158
その他	△1,573
小計	424,139
利息及び配当金の受取額	39,996
利息の支払額	△922
法人税等の支払額	△410,908
営業活動によるキャッシュ・フロー	52,305
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△23,533
有形固定資産の売却による収入	2,763
投資有価証券の取得による支出	△68,645
投資有価証券の売却による収入	50,103
その他	△946
投資活動によるキャッシュ・フロー	△40,259
財務活動によるキャッシュ・フロー	
配当金の支払額	△194,590
財務活動によるキャッシュ・フロー	△194,590
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△182,544
現金及び現金同等物の期首残高	1,249,534
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	△4,510
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 1,062,479

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年11月1日 至 平成21年1月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 株式会社トラスティッド・ポイントは、平成20年7月31日の臨時株主総会決議をもって解散しており、清算の途中で重要性がなくなったため、当第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除外いたしました。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社 1社 (株式会社ProVision)</p> <p>(3) 変更後の非連結子会社 1社 (株式会社トラスティッド・ポイント) (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、小規模であり、合計の純資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 従来、たな卸資産の評価基準及び評価方法については、個別法による原価法を採用していましたが、当第1四半期連結会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用し、個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。なお、この変更に伴う損益への影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年11月1日 至 平成21年1月31日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
2. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	貸倒実績率が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率を使用して貸倒見積高を算定しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年1月31日)	前連結会計年度末 (平成20年10月31日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額 294,033千円	※ 有形固定資産の減価償却累計額 286,812千円

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年11月1日 至 平成21年1月31日)						
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。						
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">給与手当</td> <td style="text-align: right;">102,019千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">5,884千円</td> </tr> <tr> <td>賃借料</td> <td style="text-align: right;">42,866千円</td> </tr> </table>	給与手当	102,019千円	賞与引当金繰入額	5,884千円	賃借料	42,866千円
給与手当	102,019千円					
賞与引当金繰入額	5,884千円					
賃借料	42,866千円					

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年11月1日 至 平成21年1月31日)	
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年1月31日現在)	
千円	
現金及び預金勘定	1,062,479
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—
現金及び現金同等物	1,062,479

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年1月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成20年11月1日至平成21年1月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 231,000株
2. 自己株式の種類及び株式数
普通株式 7,636株
3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。
4. 配当に関する事項
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年1月28日 定時株主総会	普通株式	269,419	1,200	平成20年10月31日	平成21年1月29日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年11月1日至平成21年1月31日)

当社グループは同一セグメントに属するシステム開発及び関連するサービスを行っており、当該事業以外に事業の種類がないため該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年11月1日至平成21年1月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年11月1日至平成21年1月31日)

海外売上高がないため該当事項はありません。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年1月31日)

その他有価証券で時価のあるものが、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動がないため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年1月31日)

当社グループはデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年11月1日至平成21年1月31日)

1. スtock・オプションに係る当第1四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名
該当事項はありません。
2. 当第1四半期連結会計期間に付与したStock・オプションの内容
該当事項はありません。
3. 当第1四半期連結会計期間における付与したStock・オプションの条件変更
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年1月31日)	前連結会計年度末 (平成20年10月31日)
1株当たり純資産額 24,023.19円	1株当たり純資産額 23,225.67円

2. 1株当たり四半期純利益金額

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年11月1日 至平成21年1月31日)
1株当たり四半期純利益金額 536.28円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年11月1日 至平成21年1月31日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益(千円)	119,796
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	119,796
期中平均株式数(株)	223,384
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借処理にかかる方法に準じた会計処理を行っておりますが、当第1四半期連結会計期間におけるリース取引残高は、前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年3月13日

株式会社システムプロ

取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 磯貝 和敏 印
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 中村 宏之 印
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社システムプロの平成20年11月1日から平成21年10月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年11月1日から平成21年1月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社システムプロ及び連結子会社の平成21年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。